茨木市有料老人ホームにおける事故発生時の報告等について

1 報告すべき事故の対象

報告すべき事故は、事業者が行うサービス提供中及びサービス提供に関連する利用者の事故とする。

なお、報告対象判断が不明な場合は、茨木市 健康福祉部 福祉指導監査課 管理係あて、問合せること。

2 報告すべき事故の種類

- (1) 死亡事故及び負傷等(送迎、レクリエーション等での外出時における事故を含む。)
 - ① 死亡事故については、事故死のほか、自殺を含むものとする。
 - ② 負傷等については、骨折及び出血等により縫合した場合。
 - ③ 誤薬・誤嚥等により病院等を受診した場合。
- (2) その他サービス提供に関連して発生したと認められる事故等
 - ① 震災、風水害及び火災等の災害により、サービス提供に影響する場合。
 - ② 食中毒、感染症及び結核については、保健所へ届出たもののうち、緊急性・重大性が高い場合。
 - ③ 職員(従業者)による法令違反等(高齢者虐待、財産侵害)のうち、利用者処遇に影響がある場合。
 - ④ その他報告が必要と判断されるもの。

(食中毒、感染症及び結核が発生した場合の届出等について)

- 1)食中毒、感染症及び結核が発生した場合の届出等について、結核、感染症 (「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一 類感染症、二類感染症、三類感染症並びに四類感染症)の患者が発生した場 合は、診断した医師は速やかに所管の保健所へ届出を行うとともに、事業者 は茨木市へ報告する。
- 2) 事業者は、その他感染症(食中毒を含む。)で、患者が集団発生した場合は、速やかに茨木市及び所管の保健所へ報告する。

3 報告すべき事故の範囲

- (1) 事業者側の過失の有無は問わない。(利用者の自己過失による負傷等であっても、上記2に該当する場合は報告する。)
- (2) 事故の程度については、入院及び医療機関にて、受診を要したもの(施

設内の医療処置を含む。)とするが、それ以外においても家族等との間で トラブルが生じている若しくは、生じる可能性があると判断されるもの。

- (3) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のある場合(家族等と紛争が生じる可能性のある場合)は報告する。
- (4) その他報告が必要と判断される場合。

4 報告の時期・手順

- (1) 事業者は、事故等の発生後、速やかに茨木市へ報告を行う。 なお、緊急性・重大性の高い事故については、直ちに茨木市へ電話等により報告を行い、その後文書により報告を行う。
- (2) 事業者は、事故の解決が長期に及ぶ場合は、必要に応じ適宜経過報告を 行い、解決した時点で文書により結果等の報告を行う。

5 報告事項等

(1) 報告事項

報告事項は、下記のとおりとする。

- ①報告者:法人名、事業所名(事業者名)、所在地、電話番号、管理者(責任者)氏名、報告者の氏名
- ②利用者(対象者):氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、要介護度等、認知症の程度
- ③事故等の概要:発生年月日、発生場所、事故等の種類、事故等の発生 経過
- ④事故時の対応:対処の方法、治療等を行った医療機関名、治療等の内容(診断結果も含めて)
- ⑤事故後の対応:利用者の状態、家族等への報告・説明(家族等の氏名、利用者との続柄、住所、報告日時、対応状況、家族等の理解)、損害賠償に関する状況
- ⑥再発防止に向けての今後の対応:事故等が発生した要因分析、再発防止のための改善策、改善策の実施状況
- ⑦その他の特記事項

(2) 報告様式

別紙様式または、上記(1)に掲げる報告事項が記載されていれば、事業者独自の様式で報告して差し支えないものとする。

6 その他事業者の対応

事業者は、事故発生の防止のための指針を整備し、事故が発生した場合に、 当該事実が報告され、その分析を通した改善策について、職員に周知徹底を図 る体制を整備すること。

事業者は、発生した事故について原因を解明し、再発生を防ぐための対策を 講じるとともに、確認等を求められた場合は、再度報告を行う等、茨木市の指 示に従う。

7 報告先

事業者は、事故発生に対し、本取扱いに従い、茨木市あて報告すること。

(参考)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類 感染症、二類感染症、三類感染症並びに四類感染症

一類感染症:エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病及びラッサ熱

二類感染症:急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)

三類感染症:コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス及びパ ラチフス

四類感染症: E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9を除く。)、ボツリヌス症、マラリア、野兎病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、コクシジオイデス症、サル痘、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症及びロッキー山紅斑熱